

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	最低賃金引上げ方法の多様性—米国の最近の動向から—
他言語論題 Title in other language	Diversity of Methods for Raising Minimum Wage: Recent Movements in the U.S.A.
著者 / 所属 Author(s)	小針 泰介 (Kohari, Taisuke) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 社会労働課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	829
刊行日 Issue Date	2020-02-20
ページ Pages	129-154
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	シアトル市やシカゴ市、カリフォルニア州、ニューヨーク州、ミシガン州など、最低賃金の段階的な引上げを行っている最近の米国の事例を取り上げ、多様な最低賃金の引上げ方法を概観する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

最低賃金引上げ方法の多様性

—米国の最近の動向から—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
社会労働課 小針 泰介

目 次

はじめに

- I 日米の最低賃金制度の概要
 - 1 我が国の最低賃金制度
 - 2 米国の最低賃金制度
- II 米国における最低賃金引上げの事例
 - 1 概要
 - 2 主な事例
- III 最低賃金引上げ方法の多様性
 - 1 引上げの目標水準
 - 2 引上げのペース
 - 3 従業員規模別の引上げ
 - 4 業種別の引上げ
 - 5 地域の細分化

おわりに

別表 米国における最低賃金引上げの最近の事例（概要）

キーワード：最低賃金、アメリカ合衆国

要 旨

- ① 米国では、最近、最低賃金を 15 ドルに引き上げることを目指す運動（Fight For \$15）が活発に行われたことから、一定の期間を定めて最低賃金を目標額まで段階的に引き上げていく動きが各地で見られる。米国の最低賃金は連邦、州、郡・市の各レベルで設定され、引上げの目標額やペースなど、最低賃金の引上げ方法は事例によって大きく異なる。その多様性は、今後、我が国の最低賃金の引上げについて検討する際に、参考になると考えられる。
- ② 最低賃金引上げの目標水準は事例によって大きく異なり、サンフランシスコ市やカリフォルニア州は時給 15 ドル、アーカンソー州は時給 11 ドル、ラスクルーセス市は時給 10.10 ドルに設定している。引上げ目標を達成した後は物価に連動して最低賃金を改定する地域もあり、このような改定を行ったエメリービル市では、最低賃金が時給 16.30 ドルに上昇している。
- ③ 最低賃金引上げのペースについては、シカゴ市（2015 年）のように前年比 20% を超える急速な引上げを行う事例がある一方、ミシガン州のように 1 年あたり 2.2～2.3% 程度の緩やかな引上げを長期的に行う事例もある。また、カリフォルニア州のように、雇用情勢及び小売売上高が悪化したとき等には引上げを中止できる旨を定めている事例もある。
- ④ 従業員規模によって最低賃金引上げのペースを変えている事例もあり、例えば、メリーランド州では従業員 15 人以上と 14 人以下、同州のモンゴメリー郡は従業員 51 人以上、11～50 人及び 10 人以下で最低賃金の引上げ幅に差を設けている。また、カリフォルニア州やロサンゼルス郡では、従業員 25 人以下の場合は引上げのペースを 1 年遅くしている。
- ⑤ 業種によって最低賃金やその引上げのペースが異なる場合がある。ニュージャージー州では農業従事者の最低賃金の引上げのペースを通常の最低賃金よりも遅く設定しており、ニューヨーク州ではファーストフード店の最低賃金を他の業種の最低賃金より高く設定している。また、コロラド州は特定の業種にのみ最低賃金を設定している。
- ⑥ 州で一律の最低賃金を設定していることがある一方、ニューヨーク州やオレゴン州のように州内の地域を細分化し、設定していることもある。また、カリフォルニア州やメリーランド州、ワシントン州内の郡や市では、独自に最低賃金の引上げを行っている事例がある。

はじめに

2019年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」⁽¹⁾（以下「骨太の方針2019」という。）では、「最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが記された。これに先立って、同年1月には自由民主党で全国一律の最低賃金の導入を検討する議員連盟が発足した⁽²⁾。また、同年7月の参議院選挙では与野党ともに最低賃金の引上げを公約に掲げた⁽³⁾。しかし、最低賃金の一層の引上げに対しては中小企業から懸念が示され、同年5月には、日本商工会議所及び東京商工会議所が「足元の景況感や経済情勢、中小企業の経営実態を考慮することなく、政府が3%を更に上回る引上げ目標を新たに設定することには強く反対する」旨の要望書⁽⁴⁾を提出した。

最低賃金を引き上げる場合には、引上げの方法論が課題となる。具体的には、最低賃金の引上げに当たって制度改正を行うのか、制度改正を行うとすれば、どのような選択肢があるのか、又は現行制度の下で最低賃金の引上げを加速するのかを検討することが必要である。そこで、本稿では、最低賃金の引上げ方法の在り方をめぐる議論に資するために、多様な方法で最低賃金の引上げを行っている米国の州や郡、市の最近の事例を紹介する。

I 日米の最低賃金制度の概要

1 我が国の最低賃金制度

我が国の最低賃金制度には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がある。地域別最低賃金は都道府県別に設定される最低賃金であり⁽⁵⁾、この3年、年率3%を目安に引上げが続いている。2019年度は、最も高い東京都が1,013円、最も低い15県が790円、全国加重平均額⁽⁶⁾が901円である⁽⁷⁾。「骨太の方針2019」では、この全国加重平均額がより早期に時給1,000円となることを目指すとされた。

一方、特定最低賃金は、労使の申出に基づき、特定の産業について地域別最低賃金を上回る

* 本稿におけるインターネット情報は2020年1月21日現在である。

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」2019.6.21, p.26. 内閣府ウェブサイト <https://www.5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf>

(2) 「最低賃金 全国一律へ 自民に議連 地方格差解消狙う」『産経新聞』2019.1.15.

(3) 「主要7党公約比較 暮らし 処方箋は」『毎日新聞』2019.7.2.

(4) 日本商工会議所・東京商工会議所「最低賃金に関する緊急要望」2019.5.28, p.2. <<https://www.jcci.or.jp/20190528saichin-kinkyuyobo.pdf>>; 同「最低賃金に関する緊急要望・概要版」2019.5.28. <<https://www.jcci.or.jp/20190528saichin-kinkyuyobogaiyo.pdf>>

(5) 詳しくは、神吉知郁子「最低賃金制度の役割—地域別最賃と特定最賃、政府と労使の役割分担—」『季刊労働法』254号, 2016.秋季, pp.2-12を参照。

(6) 地域別最低賃金の適用労働者数による加重平均額。「地域別最低賃金の全国加重平均と引上げ率の推移」「令和元年度地域別最低賃金改定の目安について」2019.7.31. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000534198.pdf>>

(7) 「令和元年度地域別最低賃金改定状況」同上 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/>; 「最低賃金の格差 1円縮小 都道府県別改定額 出そろう」『朝日新聞』2019.8.10.

水準で設定されるものである。特徴的な例としては、北海道で「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」（892円）等、千葉県で「鉄鋼業」（993円）等に対して設定されている⁽⁸⁾。近年では地域別最低賃金が特定最低賃金に追いついてきていることから、特定最低賃金の存在意義が薄れ、廃止を求める意見もある⁽⁹⁾。

2 米国の最低賃金制度

米国の最低賃金は連邦レベルで設定されているほか、州や郡・市レベルでも設定され得る。連邦レベルでは、主に複数の州にまたがった通商（州際通商）⁽¹⁰⁾を行う企業を対象に⁽¹¹⁾、全国一律の最低賃金が定められており⁽¹²⁾、その金額は7.25ドル/時である⁽¹³⁾。この金額は2009年7月24日に6.55ドル/時から7.25ドル/時に引き上げられて以降、変更されていない。

州においては、連邦最低賃金を上回る水準の最低賃金を州法で独自に設定することが可能である⁽¹⁴⁾。ただし、独自の最低賃金を設定していない州もあり⁽¹⁵⁾、その場合は連邦最低賃金が適用される。

郡や市においては、州の最低賃金を上回る水準の最低賃金を条例で設定して、最低賃金の大幅な引上げを行うことがある一方、州によっては、産業界の要望を背景に、州法で郡や市が独自に最低賃金を設定することを禁止しているものもある⁽¹⁶⁾。

近年では最低賃金を15ドル/時⁽¹⁷⁾に引き上げる運動（Fight for \$15）⁽¹⁸⁾が活発に行われたこともあり⁽¹⁹⁾、一定の目標額を定めて最低賃金を段階的に引き上げる事例が見られる。

(8) 「特定最低賃金の全国一覧」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-19.htm>>

(9) 日本経済団体連合会（経団連）編『経営労働政策特別委員会報告 2019年版』2019, pp.63-64.

(10) 中窪裕也『アメリカ労働法 第2版』弘文堂, 2010, pp.263-265; Fair Labor Standards Act of 1938, 29 U.S.C. § 203(b)

(11) 年商50万ドル以上等の要件を満たす企業が連邦最低賃金の適用対象となる。Fair Labor Standards Act of 1938, 29 U.S.C. § 203(s)

(12) 同法第206条が最低賃金に関する規定である。Fair Labor Standards Act of 1938, 29 U.S.C. § 206 et seq.

(13) なお、連邦最低賃金では管理職、専門職等と小規模企業等の従業員は対象とされず、20歳未満の労働者や障害者、チップを受け取る従業員、学生については減額措置が認められている。「第5-19表 最低賃金制度」労働政策研究・研修機構編『データブック国際労働比較 2019年版』2019, pp.229-236も参照。

(14) 高須裕彦「格差と貧困大国アメリカの変革—最低賃金の大幅な引き上げはいかにして実現されたか—」『季刊労働者の権利』317号, 2016.10, p.88.

(15) アラバマ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、サウスカロライナ州のように、最低賃金を設定していないところもある。“State Minimum Wages: 2020 Minimum Wage by State,” 2020.1.6. National Conference of State Legislatures website <<http://www.ncsl.org/research/labor-and-employment/state-minimum-wage-chart.aspx>>

(16) 例えばルイジアナ州は、州内の郡や市が独自に最低賃金を設定することを禁止している。高須 前掲注(14); Cora Lewis, “States Are Barring Cities From Raising The Minimum Wage,” 2016.3.24. BuzzFeedNews website <<https://www.buzzfeednews.com/article/coralewis/states-are-banning-cities-from-raising-the-minimum-wage>>

(17) 物価差を調整するため OECD の購買力平価 (PPP) 1ドル = 101.373円 (2018年時点) で換算すれば、15ドルはおおむね1,521円である。“Purchasing power parities (PPP).” OECD Data website <<https://data.oecd.org/conversion/purchasing-power-parities-ppp.htm>> また、1ドル = 106円 (令和元年10月報告省令レート) で換算すれば、15ドルは1,590円である。

(18) ファーストフード産業の労働者が時給15ドルを求めて2012年にニューヨークで行ったデモを端緒とする運動。“About Us.” Fight for \$15 website <<https://fightfor15.org/about-us/>>; 伊藤大一「最賃15ドルを求める米国労働運動」『労働総研クォーター』105号, 2017.春季, pp.39-44も参照。

(19) 最低賃金引上げの背景として、1990年代以降米国各地で起こっている生活賃金 (Living Wage) 運動や、2011年から2012年にかけて行われたウォール街占拠運動等も指摘されている。高須 前掲注(14), pp.93-95. 中村和雄ほか「アメリカの労働時間法制の現状と最低賃金引上げをめぐる動き (2) 日弁連 (貧困問題対策本部) アメリカ調査に関する報告」『労働法律旬報』1841号, 2015.6.10, pp.60-61; 名取学「アメリカにおける Fight For 15 (15ドルのための闘い) 運動」『賃金と社会保障』1660号, 2016.6.下旬, pp.30-35; ステファニー・ルース, 高須裕彦訳「一橋大学フェアレイバー研究教育センター (101) 低賃金を引き上げる—米国の最低賃金引き上げ運動とその背景—」『労働法律旬報』1858号, 2016.2.25, pp.55-59.

Ⅱ 米国における最低賃金引上げの事例

1 概要

米国では、州や郡、市の実情に応じて、多様な方法で最低賃金の引上げが行われている。最低賃金の引上げ方法には、あらかじめ最低賃金の金額を規定しておく方法や、物価上昇に連動して改定する方法があり⁽²⁰⁾、最低賃金の引上げを行う州や郡、市がそれぞれの判断に基づき、その方法を定めている。本章では、地域別最低賃金の全国加重平均を時給 1,000 円とすることを目指して年率 3% を目安に引上げを行っている我が国と対比するため、法令で最低賃金の金額を規定しているもののうち、特に一定の目標額を定めて最低賃金を段階的に引き上げている主な州や郡、市の事例を概観する⁽²¹⁾。本章の事例紹介は、最低賃金の段階的な引上げを決定した時期の早い順に配列している。

最低賃金引上げの目標額やペースは州や郡、市により違いが見られ、従業員規模や業種によって引上げのペースに差を設けている場合もある。詳細は第三章で詳しくまとめるが、要点は次のとおりである。引上げの目標額については、サンフランシスコ市やカリフォルニア州は 15 ドル/時と設定しているが、アーカンソー州は 11 ドル/時、ラスクルーセス市は 10.10 ドル/時に設定しており、目標額は 10.10 ドルから 15 ドルまで様々である。また、エメリービル市のように、目標額まで引き上げた後に、物価に連動して最低賃金を更に引き上げる事例もある。引上げのペースについては、シカゴ市（2015 年）のように前年比 20% を超える急速な引上げを行う事例がある一方、ミシガン州のように 1 年あたり 2.2~2.3% 程度の緩やかな引上げを長期的に行う事例もある。引上げに要する期間は、2 年（サンタクララ市）から 10 年超（ミシガン州）まで大きく分かれている。従業員規模別の引上げに関しては、カリフォルニア州やロサンゼルス郡のように従業員 25 人以下の場合に引上げのペースを 1 年遅くしている事例等があり、業種別の引上げに関しては、ニューヨーク州のようにファーストフード店の最低賃金を他の業種の最低賃金より高く設定している事例等がある。米国では、シアトル市やサンフランシスコ市のように、市が州に先行して引上げを行う傾向があり、最低賃金は市レベルで細分化されている（本稿末尾の別表参照）。

なお、米国では、チップを受け取る従業員の最低賃金が通常の最低賃金とは別に設定されるケースがあるが⁽²²⁾、我が国では一般にチップの習慣がないため、米国の事例におけるチップの扱いに関しては、脚注での説明にとどめることにする。

2 主な事例

(1) ワシントン州シアトル市（City of Seattle）

ワシントン州のシアトル市では、2014 年に最低賃金を段階的に引き上げることが決定され、

⁽²⁰⁾ “State minimum wages: An overview,” *CRS Report for Congress*, R43792, 2019.11.1, pp.5-6. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43792>>

⁽²¹⁾ 最低賃金の金額を規定する方法を採用するものの中には、ロードアイランド州のように将来的な目標額を規定していないものもある。“TITLE 28 Labor and Labor Relations, CHAPTER 28-12 Minimum Wages, SECTION 28-12-3.” State of Rhode Island General Assembly website <<http://webserver.rilin.state.ri.us/Statutes/TITLE28/28-12/28-12-3.HTM>>

⁽²²⁾ 他に、最低賃金にチップを加えて定義する方法、最低賃金にチップを含めず、チップを受け取る従業員の最低賃金も通常の最低賃金と同額に設定する方法がある。州や郡、市の最低賃金の設定はそれぞれの判断に委ねられることから、チップの扱いは州や郡、市によって異なる。

2015年4月1日から引上げが開始されている⁽²³⁾。シアトルの最低賃金は従業員501人以上と500人以下に分けて設定されている⁽²⁴⁾（表1）。

従業員501人以上の場合、医療給付の支払の有無⁽²⁵⁾により引上げのペースが分けられ、医療給付の支払がある場合には2018年までに15ドル/時、ない場合には2017年までに15ドル/時とすることを目標として、段階的な引上げが行われた⁽²⁶⁾。15ドル/時を達成した後は、最低賃金は物価に連動して改定される⁽²⁷⁾。なお、医療給付の支払による区分は2019年に廃止され、2020年現在、従業員501人以上の最低賃金は、医療給付の支払の有無にかかわらず16.39ドル/時となっている。

また、従業員500人以下のうち、3ドル/時が医療給付又はチップとして支払われる場合は2024年までに17.25ドル/時、支払われない場合は2020年までに15.75ドル/時とされる。

表1 シアトル市の最低賃金（時給）

単位：ドル。（）は対前年比増減率。

	従業員501人以上		従業員500人以下	
	医療給付		医療給付又はチップ	
	あり	なし	あり	なし
2015	11.00	11.00	10.00	11.00
2016	12.50 (13.6%)	13.00 (18.2%)	10.50 (5.0%)	12.00 (9.1%)
2017	13.50 (8.0%)	15.00 (15.4%)	11.00 (4.8%)	13.00 (8.3%)
2018	15.00 (11.1%)	15.45 (3.0%)	11.50 (4.5%)	14.00 (7.7%)
2019	16.00 (6.7%)	16.00 (3.6%)	12.00 (4.3%)	15.00 (7.1%)
2020	16.39 (2.4%)		13.50 (12.5%)	15.75 (5.0%)
2021			15.00 (11.1%)	(注)
2022			15.75 (5.0%)	
2023			16.50 (4.8%)	
2024			17.25 (4.5%)	

(注) 以降、従業員501人以上の企業と等しくなる。

(出典) “Seattle’s Minimum Wage.” Seattle.gov website <[http://www.seattle.gov/Documents/Departments/LaborStandards/OLS-MW-multiyearChart2019FINAL10118\(1\).pdf](http://www.seattle.gov/Documents/Departments/LaborStandards/OLS-MW-multiyearChart2019FINAL10118(1).pdf)>; “Municipal Code, Chapter 14.19 - Minimum Wage and Minimum Compensation Rates for Employees Performing Work in Seattle.” Municode Library website <https://library.municode.com/wa/seattle/codes/municipal_code?nodeId=TIT14HURI_CH14.19MIWAMICORAEMPEWOSE> を基に筆者作成。

(2) ニューメキシコ州ラスクルーセス市 (City of Las Cruces)

ニューメキシコ州のラスクルーセス市では、2014年に、最低賃金を2019年までに10.10ドル/

⁽²³⁾ “\$15 Minimum Wage.” Mayor Edward B. Murray website <<http://murray.seattle.gov/minimumwage/>>

⁽²⁴⁾ “Seattle’s Minimum Wage.” Seattle.gov website <[http://www.seattle.gov/Documents/Departments/LaborStandards/OLS-MW-multiyearChart2019FINAL10118\(1\).pdf](http://www.seattle.gov/Documents/Departments/LaborStandards/OLS-MW-multiyearChart2019FINAL10118(1).pdf)>

⁽²⁵⁾ 医療給付の支払があると認定されるためには、使用者は2020年現在、1時間当たり2.25ドルの負担が求められる。“Minimum Wage Ordinance,” 2018.11.30. *ibid.* <http://www.seattle.gov/Documents/Departments/LaborStandards/2019OLS-FactSheets-MW_updated_11_30_18_Final.pdf>; “Minimum Wage Ordinance,” 2019.10.24. *idem* <http://www.seattle.gov/Documents/Departments/LaborStandards/OLS-FactSheets-MW_updated_10_29_19_Final.pdf>

⁽²⁶⁾ “Seattle’s Minimum Wage,” *op.cit.*(24); “Municipal Code, Chapter 14.19 - Minimum Wage and Minimum Compensation Rates for Employees Performing Work in Seattle.” Municode Library website <https://library.municode.com/wa/seattle/codes/municipal_code?nodeId=TIT14HURI_CH14.19MIWAMICORAEMPEWOSE>

⁽²⁷⁾ “Minimum Wage Ordinance,” 2019.10.24, *op.cit.*(25)

時に段階的に引き上げることが決定された⁽²⁸⁾。同市の最低賃金はそれまで 7.50 ドル / 時であったが、2015 年 1 月 1 日に 8.40 ドル / 時 (前年比 12.0% 増)、2017 年 1 月 1 日に 9.20 ドル / 時 (同 9.5% 増)、2019 年 1 月 1 日に 10.10 ドル / 時 (同 9.8% 増) とされた⁽²⁹⁾。2020 年 1 月 1 日には、消費者物価指数に連動して 10.25 ドル / 時 (同 1.5% 増) に引き上げられた。

(3) カリフォルニア州リッチモンド市 (City of Richmond)

カリフォルニア州リッチモンド市では、2014 年に、条例⁽³⁰⁾によって最低賃金を 2018 年までに 13 ドル / 時に引き上げることが定められ⁽³¹⁾、その後、条例の改正⁽³²⁾により、2019 年までに 15 ドル / 時に引き上げることとなった。同市の最低賃金は、2014 年 7 月 1 日時点で 9.00 ドル / 時であったが、2015 年 1 月 1 日に 9.60 ドル / 時 (前年比約 6.7% 増)、2016 年 1 月 1 日に 11.52 ドル / 時 (同 20.0% 増)、2017 年 1 月 1 日に 12.30 ドル / 時 (同 6.8% 増) に引き上げられた⁽³³⁾。当初は 2018 年 1 月 1 日に 13.00 ドル / 時に引き上げ、その後は消費者物価に連動して改定する予定であったが⁽³⁴⁾、後の条例の改正によって 2018 年 1 月 1 日に 13.41 ドル / 時 (同 9.0% 増) に引き上げられ⁽³⁵⁾、2019 年 1 月 1 日に 15.00 ドル / 時 (同 11.9% 増) とされた⁽³⁶⁾。2020 年 1 月 1 日以降、最低賃金は消費者物価指数に連動して改定され⁽³⁷⁾、2020 年 1 月 1 日の最低賃金は 15 ドル / 時に据え置かれている。なお、使用者が 1 時間当たり 1.5 ドルの医療給付を負担する場合には、労働者に支払う最低賃金を 1.5 ドル少なくすることが認められる⁽³⁸⁾。

(4) カリフォルニア州サンフランシスコ市 (City of San Francisco)

カリフォルニア州のサンフランシスコ市では、2014 年に、最低賃金を 2018 年までに 15.00 ドル / 時に段階的に引き上げることが決定された。同市の最低賃金は 2015 年 1 月 1 日時点で 11.05 ドル / 時であった⁽³⁹⁾が、2015 年 5 月 1 日に 12.25 ドル / 時 (2015 年 1 月 1 日と比較して約 10.9% 増)、2016 年 7 月 1 日に 13.00 ドル / 時 (2015 年 5 月 1 日と比較して約 6.1% 増)、2017 年 7 月 1 日に 14.00 ドル / 時 (前年比 7.7% 増)、2018 年 7 月 1 日に 15.00 ドル / 時 (同 7.1% 増) と段階的

⁽²⁸⁾ 当初は 2017 年までに 10.10 ドルに引き上げることが検討されていたが、産業界の要望を背景に、達成時期は 2019 年に延期された。“Las Cruces council delays minimum wage increase to \$10.10 in 2019,” *Las Cruces Sun-News (New Mexico)*, 2014.12.1.

⁽²⁹⁾ なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は通常の最低賃金の 40% 以上と設定されている。“Sec. 14-62. - Minimum wage payment requirements.” City of Las Cruces website <<http://www.las-cruces.org/DocumentCenter/View/3799/Minimum-Wage-Ordinance-Dec-2020?bidId=>>; Samantha Lewis, “Minimum wage scheduled to increase for Las Cruces employees,” 2016.7.12. KFOX14 website <<https://kfoxtv.com/news/local/minimum-wage-scheduled-to-increase-for-las-cruces-employees>>

⁽³⁰⁾ “Ordinance No. 11-14 N.S.” City of Richmond website <<http://www.ci.richmond.ca.us/DocumentCenter/View/41027/minimum-wage-ordinance?bidId=>>

⁽³¹⁾ “California city votes to hike minimum wage to \$13,” *Associated Press State & Local*, 2014.6.5.

⁽³²⁾ “Ordinance No. 15-17 N.S.” City of Richmond website <<https://www.ci.richmond.ca.us/DocumentCenter/View/44372/15-17-NS-Amending-the-Minimum-Wage-Ordinance?bidId=>>

⁽³³⁾ “Richmond’s Minimum Wage Ordinance.” *ibid.* <<https://www.ci.richmond.ca.us/2615/Minimum-Wage-Ordinance>>

⁽³⁴⁾ “Ordinance No. 11-14 N.S.” *op.cit.*⁽³⁰⁾

⁽³⁵⁾ “Ordinance No. 15-17 N.S.” *op.cit.*⁽³²⁾; “Richmond’s Minimum Wage Ordinance,” *op.cit.*⁽³³⁾

⁽³⁶⁾ “Official Notice: Richmond Minimum Wage.” City of Richmond website <<https://www.ci.richmond.ca.us/DocumentCenter/View/51501/MWO-Official-Notice-2020>>

⁽³⁷⁾ “Ordinance No. 15-17 N.S.” *op.cit.*⁽³²⁾

⁽³⁸⁾ *ibid.*

⁽³⁹⁾ “Historical Wage Rates & Definition of Government Supported Employee.” City and County of San-Francisco website <<https://sfgov.org/olse/historical-wage-rates-definition-government-supported-employee>>

に引上げが行われた⁽⁴⁰⁾。以降は消費者物価指数に連動して最低賃金の改定が行われており、2019年7月1日の最低賃金は15.59ドル/時（同3.9%増）である⁽⁴¹⁾。

(5) イリノイ州シカゴ市 (City of Chicago)

イリノイ州のシカゴ市では、2014年に、最低賃金を2019年までに13.00ドル/時に段階的に引き上げることが決定された⁽⁴²⁾。同市の最低賃金はそれまで8.25ドル/時であったが、2015年7月1日に10.00ドル/時（対前年比21.2%増）、2016年7月1日に10.50ドル/時（同5%増）、2017年7月1日に11.00ドル/時（同4.8%増）、2018年7月1日に12.00ドル/時（同9.1%増）、2019年7月1日に13.00ドル/時（同8.3%増）に引き上げられ、以降は消費者物価指数に連動して改定される⁽⁴³⁾。

(6) カリフォルニア州エメリービル市 (City of Emeryville)

カリフォルニア州のエメリービル市では、2015年に最低賃金を引き上げることが決定された⁽⁴⁴⁾。同市の最低賃金は従業員56人以上と55人以下に分けており、従業員56人以上の場合は、2015年7月2日時点で14.44ドル/時とされ、14.82ドル/時に引き上げられた2016年7月以降、消費者物価指数に連動して改定されている⁽⁴⁵⁾。従業員55人以下の場合は、2018年7月1日に15ドル/時とすることを目標に段階的に引き上げられ、2019年7月1日からは従業員56人以上の場合と同額とされている⁽⁴⁶⁾。そのため、2019年7月1日の同市の最低賃金は、従業員規模にかかわらず、16.30ドル/時である⁽⁴⁷⁾（表2）。2020年7月1日には、消費者物価指

(40) “SEC. 12R.4. Minimum Wage (San Francisco Administrative Code),” American Legal Publishing Corporation website <[http://library.amlegal.com/nxt/gateway.dll/California/administrative/chapter12rminimumwage?f=templates\\$fn=default.htm\\$3.0\\$vid=amlegal:sanfrancisco_ca\\$anc=JD_12R.4](http://library.amlegal.com/nxt/gateway.dll/California/administrative/chapter12rminimumwage?f=templates$fn=default.htm$3.0$vid=amlegal:sanfrancisco_ca$anc=JD_12R.4)> 政府の出資する非営利団体が雇用する18歳未満又は55歳超の労働者については、2015年の12.25ドル/時以降は消費者物価指数に連動した引上げ率が適用される。なお、チップの受取りは最低賃金に含まれない。“Minimum Wage Ordinance, Chapter 12R Administrative Code, Frequently Asked Questions,” 2018.9.21. City and County of San Francisco website <<https://sfgov.org/olse/sites/default/files/Document/MWO%202018%20FAQs%20-%20English%20update%2009%2021.pdf>>; “Minimum Wage Ordinance, San Francisco Administrative Code, Chapter 12R.” American Legal Publishing Corporation website <[http://library.amlegal.com/nxt/gateway.dll/California/administrative/chapter12rminimumwage?f=templates\\$fn=default.htm\\$3.0\\$vid=amlegal:sanfrancisco_ca](http://library.amlegal.com/nxt/gateway.dll/California/administrative/chapter12rminimumwage?f=templates$fn=default.htm$3.0$vid=amlegal:sanfrancisco_ca)>

(41) “San Francisco Minimum Wage.” City and County of San Francisco website <https://sfgov.org/olse/sites/default/files/minimum%20wage%20poster%20.2019_1.pdf> 政府の出資する非営利団体が雇用する18歳未満又は55歳超の労働者には13.79ドル/時が適用される。

(42) “City of Chicago Minimum Wage.” City of Chicago website <https://www.chicago.gov/city/en/depts/mayor/supp_info/minimum-wage.html>; “Amendment of Municipal Code Sections 2-25-050, 2-92-320, 2-92-610, 4-4-320 and adding new Chapter 1-24 regarding Chicago minimum wage.” *idem* <https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/supp_info/Minimum%20Wage/O2014-9680.pdf>

(43) なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は通常の最低賃金より低く設定されており、2016年7月1日に5.95ドル/時に引き上げられ、以降は消費者物価指数に連動して改定される。“City of Chicago Minimum Wage,” *ibid.*

(44) “Emeryville, CA 2016 Minimum Wage Increase,” 2016.5.4. GovDocs website <<https://www.govdocs.com/emeryville-ca-2016-minimum-wage-increase/>>

(45) “Minimum Wage Ordinance: Emeryville Minimum Wage 2019 Update,” 2019.8.2. City of Emeryville website <<https://www.ci.emeryville.ca.us/1024/Minimum-Wage-Ordinance>>; “Ordinance No.15-004,” p.3. *idem* <<http://www.ci.emeryville.ca.us/DocumentCenter/View/8034/Minimum-Wage-and-Paid-Sick-Leave-Ordinance-Signed?bidId=>

(46) “Ordinance No.15-004,” *ibid.*, p.4.

(47) *ibid.*, pp.3-4. ただし、小規模自営飲食店の場合、2019年7月1日から7月9日までは15ドル/時であり、同年7月10日から16.30ドル/時となる。“Minimum Wage Ordinance: Emeryville Minimum Wage 2019 Update,” *op.cit.*⁽⁴⁵⁾ なお、この最低賃金は全ての労働者に適用され、チップの受取りを最低賃金に含めてはならない。“Frequently Asked Questions (FAQs): Emeryville’s Minimum Wage and Paid Sick Leave Ordinance,” 2018.2.1, p.9. City of Emeryville website <<https://www.ci.emeryville.ca.us/DocumentCenter/View/9092/Min-Wage-FAQ?bidId=>

数による推計で 16.42 ドル / 時に引き上げられる見込みである⁽⁴⁸⁾。

表2 エメリービル市の最低賃金（時給）

単位：ドル。（）は対前年比増加率。

	従業員 56 人以上	従業員 55 人以下
2015.7.2.	14.44	12.25
2016.7.1.	14.82* (2.6%)	13.00 (6.1%)
2017.7.1.	15.20* (2.6%)	14.00 (7.7%)
2018.7.1.	15.69* (3.2%)	15.00 (7.1%)
2019.7.1.	16.30* (3.9% / 8.7%)	
2020.7.1.	16.42* (0.7%)	

*は消費者物価指数（CPI）による調整を行った数値であり、2020年7月1日の数値は推計値である。

（出典）“Minimum Wage Ordinance: Emeryville Minimum Wage 2019 Update,” 2019.8.2. City of Emeryville website <<https://www.ci.emeryville.ca.us/1024/Minimum-Wage-Ordinance>> を基に筆者作成。

(7) カリフォルニア州ロサンゼルス郡（Los Angeles County）

カリフォルニア州のロサンゼルス郡では、2015年に最低賃金を段階的に引き上げることが決定された⁽⁴⁹⁾。ロサンゼルス郡では、最低賃金を従業員規模 26 人以上と 25 人以下に分けており、従業員規模 26 人以上は 2020 年 7 月 1 日、25 人以下は 2021 年 7 月 1 日に時給 15 ドルとすることを目標として、段階的に最低賃金の引上げが進められている⁽⁵⁰⁾（表 3）。

表3 ロサンゼルス郡の最低賃金（時給）

単位：ドル。（）は対前年比増加率。

	従業員 26 人以上	従業員 25 人以下
2016.7.1.	10.50	10.00
2017.7.1.	12.00 (14.3%)	10.50 (5.0%)
2018.7.1.	13.25 (10.4%)	12.00 (14.3%)
2019.7.1.	14.25 (7.5%)	13.25 (10.4%)
2020.7.1.	15.00 (5.3%)	14.25 (7.5%)
2021.7.1		15.00 (5.3%)

（出典）“Honest Work, Fair Pay.” LA County.gov website <http://file.lacounty.gov/SDSInter/dca/243396_HonestWorkFairPayPosterEnglish.pdf>; “What does the new minimum wage mean for workers?” *idem* <<http://dcba.lacounty.gov/workers/>> を基に筆者作成。

表 3 から分かるとおり、従業員 25 人以下の場合は、26 人以上の場合より、1 年遅い引上げスケジュールとなっている。後述のカリフォルニア州（12）と比較すると、従業員規模の区分（26 人以上と 25 人以下）はカリフォルニア州と同様であるが、カリフォルニア州が 2022 年から 2023 年にかけて 15 ドル / 時を達成するのに対して、ロサンゼルス郡は 2020 年から 2021 年にかけて達成するスケジュールであり、ロサンゼルス郡の達成時期の方が早い。

(48) “Minimum Wage Ordinance: Emeryville Minimum Wage 2019 Update,” *ibid*.

(49) “Los Angeles County established a new minimum wage that becomes effective on July 1, 2016 in the unincorporated areas of the county,” 2016.6.24. GovDocs website <<https://www.govdocs.com/l-county-minimum-wages-goes-live-july-1/>>

(50) “Honest Work, Fair Pay.” LA County.gov website <http://file.lacounty.gov/SDSInter/dca/243396_HonestWorkFairPayPosterEnglish.pdf>; “What does the new minimum wage mean for workers?” *idem* <<http://dcba.lacounty.gov/workers/>> なお、チップは最低賃金に算入されない。“Los Angeles County Minimum Wage: FAQs,” *idem* <http://file.lacounty.gov/SDSInter/dca/241117_EnglishFAQsWEPCOLORSUpdated3-4-16.pdf>

(8) カリフォルニア州サニーベール市 (City of Sunnyvale)

カリフォルニア州のサニーベール市では、2016年に、最低賃金を2018年までに15.00ドル/時に引き上げることが決定され、2015年1月1日の10.30ドル/時が、2016年7月1日に11ドル/時(2015年1月1日と比較して約6.8%増)、2017年1月1日に13ドル/時(2016年7月1日と比較して約18.2%増)、2018年1月1日に15ドル/時(対前年比約15.4%増)に引き上げられた⁽⁵¹⁾。以降は消費者物価指数に連動して改定され、2019年1月1日には15.65ドル/時(同4.3%増)、2020年1月1日には16.05ドル/時(同2.6%増)となっている⁽⁵²⁾。

(9) カリフォルニア州マウンテンビュー市 (City of Mountain View)

カリフォルニア州のマウンテンビュー市では、2015年に、最低賃金を2018年までに15.00ドル/時に引き上げることが決定され、当時の10.30ドル/時が2016年1月1日に11.00ドル/時(対前年比約6.8%増)、2017年1月1日に13.00ドル/時(同18.2%増)、2018年1月1日に15.00ドル/時(同15.4%増)に引き上げられた⁽⁵³⁾。その後は消費者物価指数に連動して改定され、2019年1月1日からは15.65ドル/時(同4.3%増)、2020年1月1日から16.05ドル/時(同2.6%増)となっている⁽⁵⁴⁾。

(10) ワシントン州タコマ市 (City of Tacoma)

ワシントン州のタコマ市では、2015年に最低賃金の段階的な引上げが決定され、2016年2月1日に10.35ドル/時、2017年1月1日に11.15ドル/時(前年2月1日と比較して約7.7%増)、2018年1月1日に12.00ドル/時(対前年比約7.6%増)、2019年1月1日に12.35ドル/時(同約2.9%増)に引き上げられた⁽⁵⁵⁾。2020年1月1日からは、より高額であるワシントン州(18)の最低賃金が適用され、13.50ドル/時となっている⁽⁵⁶⁾。

(11) オレゴン州

オレゴン州では、2016年に最低賃金を段階的に引き上げていくことが決定された⁽⁵⁷⁾。同州の最低賃金は2016年1月1日時点で9.25ドル/時であったが、その後は通常(Standard)、州内の大都市であるポートランド市(Portland Metro)、非都市郡(Nonurban Counties)の3つに分けて、

(51) “3.80.040. Minimum wage.” Quality Code Publishing website <http://qcode.us/codes/sunnyvale/view.php?topic=3-3_80-3_80_040&frames=off>

(52) “Minimum Wage,” 2020.1.6. City of Sunnyvale website <<https://sunnyvale.ca.gov/business/doingbusiness/wage.htm>> チップの受取りを最低賃金に含めることは禁じられている。“City of Sunnyvale – Minimum Wage Frequently Asked Questions.” *idem* <<https://sunnyvale.ca.gov/civicax/filebank/blobload.aspx?blobid=25335>>

(53) “\$15 Minimum Wage by 2018: Council Decision on October 27.” City of Mountain View website <https://www.mountainview.gov/council/study_issues_fy_15_16/minimum_wage_increase_by_2018.asp>

(54) “Mountain View Minimum Wage Ordinance.” *ibid.* <https://www.mountainview.gov/depts/comdev/economicdev/city_minimum_wage.asp> なお、この最低賃金は全ての労働者に適用され、チップの受取りを最低賃金に含めることは禁じられている。

(55) “Minimum wage.” City of Tacoma website <<https://www.cityoftacoma.org/cms/one.aspx?objectId=89891>> なお、チップは最低賃金に算入されない。“Minimum Wage Rules.” *idem* <<https://cms.cityoftacoma.org/finance/minimum-wage/minimum-wage-rules.pdf>>

(56) “Minimum wage,” *ibid.*

(57) “Oregon Minimum Wage Rate Summary.” Oregon.gov. website <<https://www.oregon.gov/boli/whd/omw/pages/minimum-wage-rate-summary.aspx>>; “Enrolled Senate Bill 1532” (78th OREGON LEGISLATIVE ASSEMBLY--2016 Regular Session).” Oregon State Legislature website <<https://olis.leg.state.or.us/liz/2016R1/Downloads/MeasureDocument/SB1532/Enrolled>>

2022年まで、それぞれ段階的に引き上げられる⁽⁵⁸⁾(表4)。2023年以降は、通常の最低賃金は消費者物価指数に連動して改定され、ポートランド市の最低賃金は通常の最低賃金より1.25ドル高く、非都市郡の最低賃金は通常の最低賃金より1ドル低く設定される予定である⁽⁵⁹⁾。

表4 オレゴン州の最低賃金(時給)

単位：ドル。()は対前年比増加率。

	通常	ポートランド市	非都市郡
2016.1.1.	9.25	9.25	9.25
2016.7.1.	9.75 (5.4%) ^(注)	9.75 (5.4%) ^(注)	9.50 (2.7%) ^(注)
2017.7.1.	10.25 (5.1%)	11.25 (15.4%)	10.00 (5.3%)
2018.7.1.	10.75 (4.9%)	12.00 (6.7%)	10.50 (5.0%)
2019.7.1.	11.25 (4.7%)	12.50 (4.2%)	11.00 (4.8%)
2020.7.1.	12.00 (6.7%)	13.25 (6.0%)	11.50 (4.5%)
2021.7.1.	12.75 (6.3%)	14.00 (5.7%)	12.00 (4.3%)
2022.7.1.	13.50 (5.9%)	14.75 (5.4%)	12.50 (4.2%)

(注) 2016.1.1 から 2016.7.1 の増加率。

(出典) “Oregon Minimum Wage Rate Summary.” Oregon.gov website <<https://www.oregon.gov/boli/whd/omw/pages/minimum-wage-rate-summary.aspx>> を基に筆者作成。

(12) カリフォルニア州

州内のリッチモンド市(3)やサンフランシスコ市(4)等に続いて、カリフォルニア州の最低賃金は、2016年の法改正⁽⁶⁰⁾により、2017年以降、15ドル/時に向けて段階的に引き上げられている(表5)。従業員26人以上と25人以下で最低賃金の引上げのペースが異なり、従業員25人以下の場合は、従業員26人以上の場合より引上げが1年遅くなっている⁽⁶¹⁾。また、直前3か月又は6か月の雇用情勢が悪化し、直前12か月の小売売上高が悪化したとき等には、最低賃金の引上げを中止することができる⁽⁶²⁾。なお、全ての労働者の最低賃金が15ドル/時に達した後は、最低賃金は消費者物価指数に連動して改定される予定である⁽⁶³⁾。

⁽⁵⁸⁾ “Oregon Minimum Wage Rate Summary,” *ibid.* なお、一部の農業従事者や畜産業従事者等は同州の最低賃金の適用を除外される。また、労働者に支払う最低賃金を計算する際にチップを算入することは禁止されている。“State Laws Regulating MINIMUM WAGE and the PAYMENT OF WAGES,” 2019.1. Oregon.gov website <https://www.oregon.gov/boli/WHd/docs/statelawswages_english.pdf>; “2017 Oregon Revised Statutes 653.025 Minimum wage rate; rules.” <<https://www.oregonlaws.org/ors/653.025>>

⁽⁵⁹⁾ “Oregon Minimum Wage Rate Summary,” *ibid.*

⁽⁶⁰⁾ “An act to amend Sections 245.5, 246, and 1182.12 of the Labor Code, relating to labor,” 2016.4.4. California Legislation Information website <http://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201520160SB3> なお、チップの受取りを最低賃金に含めることは禁じられている。“Minimum Wage.” State of California Department of Industrial Relations website <https://www.dir.ca.gov/dlse/FAQ_MinimumWage.htm>

⁽⁶¹⁾ これはロサンゼルス郡の場合と同様である。

⁽⁶²⁾ “New Minimum Wage Phase in Requirement 2017-2023 SB 3: Frequently Asked Questions.” State of California Department of Industrial Relations website <https://www.dir.ca.gov/dlse/SB3_FAQ.htm>

⁽⁶³⁾ 物価が下落した場合であっても最低賃金は維持され、物価が大きく上昇した場合には最低賃金の改定は3.5%を上限とする。*ibid.* なお、原則として、使用者が食事及び住居を支給する場合は、最低賃金から控除を受けることができる。“OFFICIAL NOTICE: California Minimum Wage.” *ibid.* <<https://www.dir.ca.gov/Iwc/MW-2019.pdf>>

表5 カリフォルニア州の最低賃金（時給）

単位：ドル。（ ）は対前年比増加率。

	従業員 26 人以上	従業員 25 人以下
2017.1.1	10.50	10.00
2018.1.1	11.00 (4.8%)	10.50 (5.0%)
2019.1.1	12.00 (9.1%)	11.00 (4.8%)
2020.1.1	13.00 (8.3%)	12.00 (9.1%)
2021.1.1	14.00 (7.7%)	13.00 (8.3%)
2022.1.1	15.00 (7.1%)	14.00 (7.7%)
2023.1.1		15.00 (7.1%)

（出典）“Minimum Wage.” State of California Department of Industrial Relations website <https://www.dir.ca.gov/dlse/faq_minimumwage.htm> を基に筆者作成。

(13) ニューヨーク州

ニューヨーク州の最低賃金は、同州の「最低賃金法」⁽⁶⁴⁾で定められているが、ファーストフード店に代表されるホスピタリティ業については「最低賃金法」とは別に「ホスピタリティ業賃金令」⁽⁶⁵⁾で規定されている。「最低賃金法」における最低賃金は、ニューヨーク市、ロングアイランド（ナッソ郡（Nassau County）とサフォーク郡（Suffolk County）⁽⁶⁶⁾及びウエストチェスター郡（Westchester County）、その他の区域に分かれており、ニューヨーク市の最低賃金は従業員 11 人以上と 10 人以下で分かれている。ニューヨーク市の従業員 11 人以上の最低賃金は 2016 年 12 月 31 日から毎年 2 ドルずつ引き上げられ、2018 年 12 月 31 日に 15.00 ドル/時となっている（表 6）。同市の従業員 10 人以下の最低賃金は 2016 年 12 月 31 日から毎年 1.5 ドルずつ引き上げられ、2019 年 12 月 31 日に 15.00 ドル/時となる。また、ロングアイランド及びウエストチェスター郡の最低賃金は 2016 年 12 月 31 日から毎年 1 ドルずつ引き上げられ、2021 年に 15.00 ドル/時となる予定である。その他の区域の最低賃金は 2020 年 12 月 31 日に 12.50 ドル/時となることを目指して、毎年 0.7 ドルずつ引き上げられている（2021 年以降も消費者物価指数を含む経済指標を参考にして 15 ドル/時まで引き上げが続く予定）⁽⁶⁷⁾。

一方、「ホスピタリティ業賃金令」で規定されるファーストフード店の最低賃金は、ニューヨーク市とそれ以外の区域に分かれている。ニューヨーク市では、2016 年 12 月 31 日で 12.00 ドル/時、2017 年 12 月 31 日時点で 13.50 ドル/時（対前年比約 12.5% 増）であり、2018 年 12 月 31 日から 15 ドル/時（同 11.1% 増）となっている⁽⁶⁸⁾。また、ニューヨーク市以外の区域については、2016 年 12 月 31 日時点で 10.75 ドル/時、2017 年 12 月 31 日時点で 11.75 ドル/時（同 9.3% 増）、2018 年 12 月 31 日時点で 12.75 ドル/時（同 8.5% 増）、2019 年 12 月 31 日から 13.75 ドル/時（同 7.8% 増）となっており、今後は 2020 年 12 月 31 日から 14.50 ドル/時（同 5.5% 増）、2021 年 7 月 1 日から 15 ドル/時（同 3.4% 増）に引き上げられる予定である。ファーストフード店の最低賃金は、いずれの区域においても 15 ドル/時まで引き上げられる予定であり、15 ドル/時に至る前の段階の最低賃金は、通常の最低賃金よりも高く設定されている⁽⁶⁹⁾。

⁽⁶⁴⁾ “Minimum Wage Act (Article 19 of the New York State Labor Law),” 2016.4.4. New York State Department of Labor website <<https://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/LS312.pdf>>

⁽⁶⁵⁾ “Hospitality Industry Wage Order,” 2016.12.31. *ibid.* <<https://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/CR146.pdf>>

⁽⁶⁶⁾ ロングアイランドはニューヨーク市の一部とナッソ郡、サフォーク郡から構成される。最低賃金に関するニューヨーク州のウェブサイトはナッソ郡とサフォーク郡を合わせて「ロングアイランド」と呼称している。“Minimum Wage.” *ibid.* <<https://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/workprot/minwage.shtm>>; “Minimum Wage Act (Article 19 of the New York State Labor Law),” *op.cit.*⁽⁶⁴⁾, p.3.

⁽⁶⁷⁾ “Minimum Wage,” *ibid.* <<https://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/workprot/minwage.shtm>>

⁽⁶⁸⁾ “Hospitality Industry.” *ibid.* <<https://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/Part146.pdf>>

⁽⁶⁹⁾ *ibid.*

表6 ニューヨーク州の最低賃金（時給）

単位：ドル。（ ）は対前年比増加率。

	ニューヨーク市 従業員 11 人以上	ニューヨーク市 従業員 10 人以下	ロングアイランド ^(注1) 及びウエストチェス ター郡	その他の区域 ^(注2)
2016.12.31.	11.00 (22.2%)	10.50 (16.7%)	10.00 (11.1%)	9.70 (7.8%)
2017.12.31.	13.00 (18.2%)	12.00 (14.3%)	11.00 (10.0%)	10.40 (7.2%)
2018.12.31.	15.00 (15.4%)	13.50 (12.5%)	12.00 (9.1%)	11.10 (6.7%)
2019.12.31.		15.00 (11.1%)	13.00 (8.3%)	11.80 (6.3%)
2020.12.31.			14.00 (7.7%)	12.50 (5.9%)
2021			15.00 (7.1%)	

(注) 表中の「ロングアイランド」はナッソ郡及びサフォーク郡を指す。

(注2) 「その他の区域」においては、2021年以降も消費者物価指数を含む経済指標を参考にして15ドル/時まで引上げが続く予定。

(注3) 2016.12.31の増加率は、2015.12.31（州で共通して9.00/時）から2016.12.31の増加率。

(出典) “Minimum Wage.” New York State Department of Labor website <<https://www.labor.ny.gov/workerprotection/labstandards/workprot/minwage.shtm>>; “Minimum Wage Act (Article 19 of the New York State Labor Law),” 2016.4.4. *ibid.* <<https://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/LS312.pdf>> を基に筆者作成。

(14) カリフォルニア州サンディエゴ市 (City of San Diego)

カリフォルニア州のサンディエゴ市では、2016年に最低賃金の段階的な引上げが決定された⁽⁷⁰⁾。2016年1月1日時点で10.00ドル/時であった同市の最低賃金は、2016年7月11日に10.50ドル/時（2016年1月1日と比較して5.0%増）、2017年1月1日に11.50ドル/時（2016年7月11日と比較して9.5%増）に引き上げられた。2019年以降は消費者物価に連動して改定されることとなっており⁽⁷¹⁾。2019年1月1日には12.00ドル/時（2017年1月1日と比較して約4.3%増）、2020年1月1日には13.00ドル/時（同8.3%増）に引き上げられた⁽⁷²⁾。

(15) ワシントン D.C.

ワシントン D.C. では、2016年の法改正により、2020年に最低賃金を15ドル/時とすることを目指して、2016年から2020年にかけて最低賃金を段階的に引き上げることを定めた⁽⁷³⁾。2016年7月1日に11.50ドル/時だった最低賃金は、2017年7月1日に12.50ドル/時（前年比約8.7%増）、2018年7月1日に13.25ドル/時（同6.0%増）、2019年7月1日に14.00ドル/時（同5.7%増）に引き上げられ、2020年7月1日には15.00ドル/時（同7.1%増）となる予定である⁽⁷⁴⁾。2021年以降、最低賃金は消費者物価指数と連動して改定される予定である⁽⁷⁵⁾。ただし、この最

⁽⁷⁰⁾ “San Diego Voters Approve Minimum Wage and Sick Pay Measure,” *JD Supra*, 2016.6.15.

⁽⁷¹⁾ “Article 9: City of San Diego Earned Sick Leave and Minimum Wage.” docs.sandiego.gov website <<https://docs.sandiego.gov/municode/MuniCodeChapter03/Ch03Art09Division01.pdf>> なお、チップの受取りは最低賃金に含まれない。“Earned Sick Leave and Minimum Wage Ordinance: Frequently Asked Questions (FAQs).” City of San Diego website <https://www.sandiego.gov/sites/default/files/tr_final_faq_9-2-16_0.pdf>

⁽⁷²⁾ “Minimum Wage Program,” 2019.11.6. City of San Diego website <<https://www.sandiego.gov/treasurer/minimum-wage-program>>

⁽⁷³⁾ “D.C. ACT 21-429,” 2016.6.27. <https://does.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/does/page_content/attachments/B21-0712-SignedAct.pdf>; “District of Columbia Minimum Wage Poster.” DC.gov, Department of Employment Services website <https://does.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/does/page_content/attachments/Minimum%20Wage%20Amendment%20Revision%20Act%20Poster%20-%20Eng.pdf>

⁽⁷⁴⁾ “District of Columbia Minimum Wage Poster,” *ibid.* なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は通常の最低賃金より低く設定されており、2019年7月1日時点で4.45ドル/時である。また、他の法律で最低賃金が定められる場合等は、この最低賃金の適用除外となる。このほか、使用者が食事を提供した場合には最低賃金の控除を受けることが可能である。

⁽⁷⁵⁾ *ibid.*

低賃金は管理職や専門職等には適用されない⁽⁷⁶⁾。

(16) コロラド州

コロラド州では、2016年、2017年1月1日に最低賃金を9.30ドル/時とし、その後、2020年に時給12ドルまで引き上げることを目標として、毎年0.90ドルずつ引き上げることを規定した⁽⁷⁷⁾。その結果、最低賃金は、2018年1月1日に10.20ドル/時(対前年比約9.7%増)、2019年1月1日に11.10ドル/時(同8.8%増)となっている⁽⁷⁸⁾。2020年に12ドル/時(同8.1%増)が達成された後は、最低賃金は消費者物価指数に連動して改定される予定である⁽⁷⁹⁾。同州の最低賃金の適用範囲は、①小売及びサービス、②商業支援サービス⁽⁸⁰⁾、③飲食業、④医療・保健に限定されている⁽⁸¹⁾。

(17) カリフォルニア州バークレー市 (City of Berkeley)

カリフォルニア州のバークレー市では、2016年に最低賃金の段階的な引上げが決定された⁽⁸²⁾。2016年10月1日時点で12.53ドル/時であった最低賃金は、2017年10月1日に13.75ドル/時(対前年比約9.7%増)、2018年10月1日に15.00ドル/時(同約9.1%増)に引き上げられた⁽⁸³⁾。2019年7月1日以降は消費者物価指数に連動して改定されることになっており、2019年7月1日には15.59ドル/時(2018年10月1日と比較して約3.9%増)となっている⁽⁸⁴⁾。

(18) ワシントン州

州内のシアトル市(1)やタコマ市(10)に遅れたものの、ワシントン州では、2017年から2020年にかけて最低賃金を段階的に引き上げることが決定された⁽⁸⁵⁾。同州の最低賃金は2017年1月時点で11.00ドル/時であったが、2018年1月から11.50ドル/時(対前年比約4.5%増)、2019年1月から12.00ドル/時(同4.3%増)となった⁽⁸⁶⁾。2020年1月から13.50ドル/時(同12.5%増)に引き上げられ、2021年以降は物価上昇に伴う生計費の上昇に対処するため、消費者物価指数に基づくインフレ率を基に改定される予定である⁽⁸⁷⁾。

⁽⁷⁶⁾ *ibid.*

⁽⁷⁷⁾ “Minimum Wage.” Colorado.gov website <<https://www.colorado.gov/pacific/cdle/minimumwage>>; “Constitution of the State of Colorado: Article XVIII Miscellaneous, § 15,” 2016.8. *idem* <<https://www.colorado.gov/pacific/sites/default/files/Colorado%20Constitution,%20Article%20XVIII,%20Section%2015.pdf>>

⁽⁷⁸⁾ “Minimum Wage,” *ibid.* なお、チップの受取りによる控除は3.02ドル/時が上限とされる。チップを受け取る労働者の最低賃金も通常の最低賃金と同様に毎年0.90ドルずつ引き上げられており、2020年1月1日時点で8.98ドル/時である。

⁽⁷⁹⁾ *ibid.*

⁽⁸⁰⁾ 事務員、警備、ビルメンテナンス等を指す。“Colorado Minimum Wage Order Number 35.” Colorado.gov website <<https://www.colorado.gov/pacific/sites/default/files/7%20CCR%201103-1%20Minimum%20Wage%20Order%2035.pdf>>

⁽⁸¹⁾ *ibid.*

⁽⁸²⁾ “Berkeley finalizes minimum wage hike ordinance,” *East Bay Times (California)*, 2016.8.31.

⁽⁸³⁾ “Ordinance No. 7,505–N.S.” City of Berkeley website <https://www.cityofberkeley.info/uploadedFiles/Housing/Level_3_-_General/Minimum%20Wage%20Ordinance%20No.%207,505%20BMC%20Chapter%2013.99.pdf>

⁽⁸⁴⁾ *ibid.* なお、この最低賃金は全ての労働者に適用され、チップの受取りを最低賃金に含めることは禁じられている。“Minimum Wage Ordinance (MWO).” *ibid.* <<https://www.cityofberkeley.info/MWO/>>; “Frequently Asked Questions” *idem* <https://www.cityofberkeley.info/uploadedFiles/Housing/Level_3_-_General/revised%20FAQ.pdf>

⁽⁸⁵⁾ “RCW 49.46.020 Minimum hourly wage—Paid sick leave,” Washington State Legislature website <<https://app.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=49.46.020>> RCWはRevised Code of Washingtonの略である。

⁽⁸⁶⁾ “History of Washington State’s Minimum Wage.” Washington State Department of Labor & Industries website <<https://lni.wa.gov/workers-rights/wages/minimum-wage/history-of-washington-states-minimum-wage>> なお、学生や障害者等に関しては、最低賃金を下回る賃金で雇用することが許容される。“Paying Certain Workers Less Than Minimum Wage.” *idem* <<https://www.lni.wa.gov/WorkplaceRights/Wages/Minimum/SubMinimumWage.asp>>

(19) カリフォルニア州サンノゼ市 (City of San Jose)

カリフォルニア州のサンノゼ市では、2016年に最低賃金を2019年1月までに15ドル/時に段階的に引き上げることを決定した⁽⁸⁸⁾。そのため、以前は10.30ドル/時であった最低賃金は、2017年1月1日に10.50ドル/時(対前年比約1.9%増)、2017年7月1日に12.00ドル/時(同年1月1日と比較して約14.3%増)、2018年1月1日に13.50ドル/時(前年7月1日と比較して12.5%増)、2019年1月1日に15ドル/時(対前年比約11.1%増)に引き上げられた。2020年には消費者物価指数に連動して15.25ドル/時に改定される。

(20) カリフォルニア州サンタクララ市 (City of Santa Clara)

カリフォルニア州のサンタクララ市では、2017年8月に最低賃金を2019年までに15ドル/時に段階的に引き上げることが決定された⁽⁸⁹⁾。2017年1月1日時点で11.10ドル/時であった最低賃金は、2018年1月1日に13.00ドル/時(対前年比約17.1%増)、2019年1月1日に15.00ドル/時(同約15.4%増)に引き上げられた⁽⁹⁰⁾。2020年1月1日以降、最低賃金は消費者物価指数に連動して改定されており、2020年1月1日時点の最低賃金は15.40ドル/時(同約12.7%増)である⁽⁹¹⁾。サンタクララ市で最低賃金の引上げが決定された時期はカリフォルニア州より遅いが、カリフォルニア州を上回るペースで引上げが行われている。

(21) メリーランド州モンゴメリー郡 (Montgomery County)

メリーランド州のモンゴメリー郡では、2017年に、最低賃金の段階的な引上げを行うことが決定され⁽⁹²⁾、2018年以降、15ドル/時を目指して引き上げている⁽⁹³⁾(表7)。メリーランド州(27)が従業員規模15人以上及び14人以下の2区分であるのに対して、モンゴメリー郡は従業員規模51人以上、11~50人、10人以下の3区分である。引上げの期間及びペースは、従業員51人以上の場合、2019年から2021年まで毎年1ドルずつ、従業員11~50人の場合、1年あたり0.5~0.75ドルずつ、10人以下の場合、2019年から2024年まで毎年0.5ドルずつである⁽⁹⁴⁾。時給15ドルまで引き上げられた後、従業員51人以上の場合、消費者物価指数に連動して改定

⁽⁸⁷⁾ “Minimum Wage.” *ibid.* <<https://www.lni.wa.gov/WorkplaceRights/Wages/Minimum/>> 14~15歳の最低賃金は通常の最低賃金の85%に設定されている。また、チップは同州の最低賃金に含まれない。“Minimum wage climbs to \$12 in 2019 as mandated by voter-approved initiative.” *idem* <<http://www.apps-public.lni.wa.gov/News/2018/pr181220a.asp>>

⁽⁸⁸⁾ “Minimum Wage Ordinance.” City of San Jose website <<https://www.sanjoseca.gov/minimumwage>> なお、チップは最低賃金に算入されない。City of San Jose, “OFFICIAL NOTICE: Minimum Wage Rate \$15.00 per hour.” <<https://www.sanjoseca.gov/home/showdocument?id=38023>>

⁽⁸⁹⁾ “Minimum Wage Ordinance.” City of Santa Clara website <<https://www.santaclaraca.gov/business-development/business-services/minimum-wage-ordinance>>

⁽⁹⁰⁾ “Ordinance No. 1969.” *ibid.* <<http://santaclaraca.gov/home/showdocument?id=53650>>; *ibid.*

⁽⁹¹⁾ “Minimum Wage Ordinance,” *op.cit.*⁽⁸⁹⁾ なお、チップは最低賃金に算入されない。“OFFICIAL NOTICE: Minimum Wage Rate \$15.00 Per Hour.” City of Santa Clara website <<http://santaclaraca.gov/home/showdocument?id=62379>>

⁽⁹²⁾ “Montgomery County Minimum Wage and Overtime Laws.” MontgomeryCountyMD.GOV website <<https://www3.montgomerycountymd.gov/311/Solutions.aspx?SolutionId=1-5ZAUB9>>

⁽⁹³⁾ “Minimum wage required under Transition provisions of Enacted Bill 28-17.” *ibid.* <https://www.montgomerycountymd.gov/humanrights/Resources/Files/Minimum_Wage_Transition_Table.pdf>

⁽⁹⁴⁾ なお、1か月に30ドル以上のチップを受け取る従業員の最低賃金は2019年時点で4ドル/時であり、チップと最低賃金の合計が同郡の最低賃金と同等になるようにしなければならない。また、18歳以下の若者については、少なくとも州の定める最低賃金の85%以上の賃金を支払わなければならない。このほか家族従業員や一定の条件に該当する農業従事者、管理職、専門職等はこの最低賃金の適用除外とされる。“Montgomery County Minimum Wage and Overtime Laws,” *op.cit.*⁽⁹²⁾; “Minimum Wage and Overtime Law: Montgomery County,” 2019.7. Maryland Department of Labor website <<http://www.dllr.state.md.us/labor/wages/minimumwagelawmont.pdf>>

され⁽⁹⁵⁾、従業員規模 10 人以下及び 11～50 人の場合は、従業員 51 人以上の最低賃金と同等の金額になるまで、消費者物価指数の変動に 1% を上乗せした水準に改定される⁽⁹⁶⁾。

表7 モンゴメリー郡の最低賃金（時給）

単位：ドル。（ ）は対前年比増加率。

	従業員 51 人以上	従業員 11～50 人	従業員 10 人以下
2018.7.1.	12.25	12.00	12.00
2019.7.1.	13.00 (6.1%)	12.50 (4.2%)	12.50 (4.2%)
2020.7.1.	14.00 (7.7%)	13.25 (6.0%)	13.00 (4.0%)
2021.7.1.	15.00 (7.1%)	14.00 (5.7%)	13.50 (3.8%)
2022.7.1.		14.50 (3.6%)	14.00 (3.7%)
2023.7.1.		15.00 (3.4%)	14.50 (3.6%)
2024.7.1.			15.00 (3.4%)

(出典) “Minimum wage required under Transition provisions of Enacted Bill 28-17.” MontgomeryCountyMD.GOV website <https://www.montgomerycountymd.gov/humanrights/Resources/Files/Minimum_Wage_Transition_Table.pdf> を基に筆者作成。

(22) マサチューセッツ州

マサチューセッツ州では、2018 年に最低賃金に関する州法の改正が行われ⁽⁹⁷⁾、2023 年に 15 ドル / 時となることを目指して、最低賃金を毎年 0.75 ドルずつ引き上げることとなった。同州の最低賃金は 2019 年 1 月 1 日時点で 12.00 ドル / 時であり、2020 年 1 月 1 日に 12.75 ドル / 時（前年比約 6.3% 増）、2021 年 1 月 1 日に 13.50 ドル / 時（同 5.9% 増）、2022 年 1 月 1 日に 14.25 ドル / 時（同 5.6% 増）、2023 年 1 月 1 日に 15.00 ドル / 時（同 5.3% 増）となる⁽⁹⁸⁾。

なお、同州の最低賃金は連邦最低賃金を少なくとも 0.50 ドル以上上回らなければならないと州法で定められているため、連邦最低賃金がこれを上回るペースで引き上げられた場合には、マサチューセッツ州の最低賃金は、その金額を 0.50 ドル以上上回る水準に設定される⁽⁹⁹⁾。

(23) ミシガン州

ミシガン州では、2018 年に成立した州法により、2019 年から 2030 年にかけて最低賃金を 9.25 ドル / 時から 12.05 ドル / 時まで緩やかに引き上げることが定められた⁽¹⁰⁰⁾（2019 年 3 月 29 日時点の最低賃金は 9.45 ドル / 時⁽¹⁰¹⁾）。2020 年 1 月 1 日に 9.65 ドル / 時、2021 年 1 月 1 日に 9.87 ドル / 時（前年比約 2.3% 増）、2022 年 1 月 1 日に 10.10 ドル / 時（同 2.3% 増）、2023 年 1 月 1 日に 10.33 ドル / 時（同 2.3% 増）、2024 年 1 月 1 日に 10.56 ドル / 時（同 2.2% 増）、2025 年 1 月 1 日に

⁽⁹⁵⁾ “Minimum wage required under Transition provisions of Enacted Bill 28-17,” *op.cit.*⁽⁹³⁾

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*

⁽⁹⁷⁾ “An Act relative to minimum wage, paid family medical leave and the sales tax holiday.” The 191st General Court of the Commonwealth of Massachusetts website <<https://malegislature.gov/Laws/SessionLaws/Acts/2018/Chapter121>>

⁽⁹⁸⁾ “Massachusetts law about minimum wage.” Mass.gov website <<https://www.mass.gov/info-details/massachusetts-law-about-minimum-wage>> なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は 2019 年 1 月 1 日時点で 4.35 ドルであり、2020 年から 2023 年にかけて毎年 0.6 ドルずつ引き上げられる予定である。

⁽⁹⁹⁾ “Mass. General Laws c.151 § 1.” *ibid.* <<https://www.mass.gov/info-details/mass-general-laws-c151-ss-1>> なお、農業従事者に関しては、通常の最低賃金とは別に最低賃金が設定されている（2020 年時点で 8 ドル / 時）。“Minimum wage and overtime information.” *idem* <<https://www.mass.gov/service-details/minimum-wage-and-overtime-information>>

⁽¹⁰⁰⁾ “Improved Workforce Opportunity Wage Act (Excerpt): Act 337 of 2018.” MICHIGAN Legislature website <[http://www.legislature.mi.gov/\(S\(cawq1xx4el4tmtrqgwsnb5lv\)\)/mileg.aspx?page=getObject&objectName=mcl-408-934](http://www.legislature.mi.gov/(S(cawq1xx4el4tmtrqgwsnb5lv))/mileg.aspx?page=getObject&objectName=mcl-408-934)> 同法の Section 408.934 に最低賃金の引上げスケジュールが記されている。

⁽¹⁰¹⁾ “Minimum Wage Law to Increase in March 2019 and Beyond.” Michigan Chamber of Commerce website <<https://www.michamber.com/michigan-chamber-supports-senate-changes-minimum-wage-law>>

10.80 ドル / 時 (同 2.3% 増)、2026 年 1 月 1 日に 11.04 ドル / 時 (同 2.2% 増)、2027 年 1 月 1 日に 11.29 ドル / 時 (同 2.3% 増)、2028 年 1 月 1 日に 11.54 ドル / 時 (同 2.2% 増)、2029 年 1 月 1 日に 11.79 ドル / 時 (同 2.2% 増)、2030 年 1 月 1 日に 12.05 ドル / 時 (同 2.2% 増) となる⁽¹⁰²⁾。同州の最低賃金は、16 歳以上の労働者を 2 人以上雇用する雇用主に適用される⁽¹⁰³⁾。

(24) アーカンソー州

アーカンソー州の最低賃金は、2018 年時点で 8.50 ドル / 時だったが、同年の住民投票を経て、最低賃金を段階的に引き上げることが州法⁽¹⁰⁴⁾で定められた。同州の最低賃金は、2019 年 1 月に 9.25 ドル / 時 (対前年比約 8.8% 増)、2020 年 1 月に 10.00 ドル / 時 (同 8.1% 増)、2021 年 1 月に 11.00 ドル / 時 (同 10.0% 増) となる⁽¹⁰⁵⁾。アーカンソー州の最低賃金は従業員 4 人以上の事業所に適用される⁽¹⁰⁶⁾。

(25) ミズーリ州

ミズーリ州の最低賃金は 2018 年の 7.85 ドル / 時を段階的に引き上げ、2023 年 1 月 1 日に 12 ドル / 時とすることを目指している⁽¹⁰⁷⁾ (2019 年の最低賃金は 8.60 ドル / 時)。2020 年以降は毎年 0.85 ドルずつ引き上げられ、2020 年 1 月 1 日から 9.45 ドル / 時 (対前年比約 9.9% 増)、2021 年 1 月 1 日から 10.30 ドル / 時 (同 9.0% 増)、2022 年 1 月 1 日から 11.15 ドル / 時 (同 8.3% 増)、2023 年 1 月 1 日から 12.00 ドル / 時 (同 7.6% 増) となる⁽¹⁰⁸⁾。ただし、同州の最低賃金は年商 50 万ドル未満の小売りサービス業の事業所には適用されない⁽¹⁰⁹⁾。なお、2023 年以降は消費者物価指数に従って引上げが予定されている。

⁽¹⁰²⁾ *ibid.* なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は、通常の最低賃金の 38% となるように設定される。チップを受け取る従業員の最低賃金とチップの合計は通常の最低賃金と同等又はそれ以上になるようにしなければならない。通常の最低賃金に満たなかった場合には、使用者は不足分を補填しなければならない。“Minimum Wage Increase for Michigan Employees Takes Effect March 29.” Michigan.gov website <<https://www.michigan.gov/lara/0,4601,7-154-11472-492482--,00.html>>

⁽¹⁰³⁾ “Required Poster, General Requirements - Minimum Wage and Overtime.” *ibid.* <https://www.michigan.gov/documents/lara/Minimum_Wage_Poster_644740_7.pdf>

⁽¹⁰⁴⁾ Arkansas Code § 11-4-210

⁽¹⁰⁵⁾ *ibid.*; “Fact Sheet on the Increase of the Arkansas Minimum Wage.” Arkansas Department of Labor & Licensing website <<https://www.labor.arkansas.gov/Websites/labor/images/19FactArkansasMinimumWage.pdf>>; “Arkansas Voters Pass New Minimum Wage Increase,” 2018.11.13. GovDocs website <<https://www.govdocs.com/arkansas-voters-pass-new-minimum-wage-increase/>>

⁽¹⁰⁶⁾ ただし、この最低賃金はチップを受け取る従業員には適用されない。チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定されており、2020 年 1 月時点で 2.63 ドル / 時であるが、チップを含めた時給が 10 ドルに満たない場合は、使用者は不足分を補填しなければならない。また、使用者が食事や住居、衣服を定期的に支給する場合は、最低賃金から控除を受けることができる。“Minimum Wage and Overtime.” Arkansas Department of Labor & Licensing website <<https://www.labor.arkansas.gov/minimum-wage-and-overtime>>

⁽¹⁰⁷⁾ “Minimum wage: \$12 in 2023 is like \$10 in 2018: More than 107,000 workers in Missouri stand to be directly affected by raise,” *Springfield News-Leader (Missouri)*, 2019.1.1.

⁽¹⁰⁸⁾ “State Minimum Wages: 2020 Minimum Wage by State,” *op.cit.*(15); “Minimum Wage.” Missouri Department of Labor & Industrial Relations website <<https://labor.mo.gov/DLS/MinimumWage>>; Kelsey Basten, “Missouri Voters Pass New Minimum Wage Increase,” 2018.11.8. GovDocs website <<https://www.govdocs.com/missouri-voters-pass-new-minimum-wage-increase/>>

⁽¹⁰⁹⁾ “Minimum Wage,” *ibid.* また、チップを受け取る従業員の最低賃金はその 1/2 (2020 年時点で 4.725 ドル / 時) であるが、チップを受け取る従業員の最低賃金とチップの合計は通常の最低賃金と同等になるようにしなければならない。合計が通常の最低賃金に満たなかった場合には、使用者は不足分を補填しなければならない。“Tipped Employees.” Missouri Department of Labor & Industrial Relations website <<https://labor.mo.gov/DLS/MinimumWage/tipped>>

(26) イリノイ州

イリノイ州の最低賃金は2010年7月1日から2019年12月31日まで8.25ドル/時だったが、2019年の州法の改正⁽¹¹⁰⁾により、2020年1月1日から2025年1月1日にかけて時給15ドルまで段階的に引き上げられることとなった⁽¹¹¹⁾。2020年1月1日から9.25ドル/時（対前年比約12.1%増）、同年7月1日から10.00ドル/時（同年1月1日と比較して8.1%増）、2021年7月1日から11.00ドル/時（対前年比10%増）、2022年1月1日から12.00ドル/時（同年7月1日と比較して9.1%増）、2023年1月1日から13.00ドル/時（同8.3%増）、2024年1月1日から14.00ドル/時（同7.7%増）、2025年1月1日から15.00ドル/時（同7.1%増）に引き上げられる⁽¹¹²⁾。この最低賃金は従業員4人以上の事業所に適用される⁽¹¹³⁾。

(27) メリーランド州

メリーランド州では、2019年に最低賃金を段階的に引き上げることが決定され⁽¹¹⁴⁾、2019年時点で10.10ドル/時だった最低賃金は、従業員15人以上と14人以下に分けて15ドル/時まで引き上げられる（表8）。従業員15人以上の場合、2020年1月1日から2024年1月1日まで毎年0.75ドルずつ引き上げられ、2025年1月1日に15ドル/時となる。従業員14人以下の場合、2020年1月1日から2026年1月1日まで毎年0.60ドルずつ引き上げられた後、2026年7月1日に0.40ドルを引き上げ、15.00ドル/時となる⁽¹¹⁵⁾。

表8 メリーランド州の最低賃金（時給）

単位：ドル。（ ）は対前年比増加率。

	従業員15人以上	従業員14人以下
2020.1.1	11.00 (8.9%)	11.00 (8.9%)
2021.1.1	11.75 (6.8%)	11.60 (5.5%)
2022.1.1	12.50 (6.4%)	12.20 (5.2%)
2023.1.1	13.25 (6.0%)	12.80 (4.9%)
2024.1.1	14.00 (5.7%)	13.40 (4.7%)
2025.1.1	15.00 (7.1%)	14.00 (4.5%)
2026.1.1		14.60 (4.3%)
2026.7.1		15.00 (2.7%)

（出典）“Maryland Minimum Wage and Overtime Law,” 2019.12. Maryland Department of Labor website <<https://www.dllr.state.md.us/labor/wages/minimumwagelaw.pdf>>; Kelsey Basten, “Maryland Approves \$15 Minimum Wage,” 2019.4.2. GovDocs website <<https://www.govdocs.com/maryland-approves-15-minimum-wage/>>; “Md. Code Ann., LABOR AND EMPLOYMENT § 3-413 Payment of minimum wage required,” 2019.7.1 を基に筆者作成。

⁽¹¹⁰⁾ “EMPLOYMENT (820 ILCS 105/) Minimum Wage Law.” Illinois General Assembly website <<http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=2400&ChapterID=68>>

⁽¹¹¹⁾ “Hourly Minimum Wage Rates by Year.” State of Illinois website <<https://www2.illinois.gov/idol/Laws-Rules/FLS/Pages/minimum-wage-rates-by-year.aspx>>; Kelsey Basten, “Illinois Passes New \$15 Minimum Wage Law,” 2019.4.16. GovDocs website <<https://www.govdocs.com/illinois-passes-new-15-minimum-wage-law/>>

⁽¹¹²⁾ “Hourly Minimum Wage Rates by Year,” *ibid.* なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は通常の最低賃金の60%に設定されている。また、就職してから90日以内の新規採用者及び18歳以下の若者については、最低賃金を50セント低く設定している。

⁽¹¹³⁾ “EMPLOYMENT (820 ILCS 105/) Minimum Wage Law,” *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾

⁽¹¹⁴⁾ “By 2025, minimum wage to be \$15 in Md,” *Washington Post*, 2019.3.29; Md. Code Ann., LABOR AND EMPLOYMENT § 3-413

⁽¹¹⁵⁾ なお、1か月に30ドル以上のチップを受け取る従業員の最低賃金は2020年時点で3.63ドル/時であり、チップと最低賃金の合計が同州の最低賃金と同等になるようにしなければならない。また、18歳以下の若者については、少なくとも最低賃金の85%以上の賃金を支払わなければならない。このほか、家族従業員や一定の条件に該当する農業従事者、管理職、専門職等はこの最低賃金の適用除外とされる。“Maryland Minimum Wage and Overtime Law,” 2019.12. Maryland Department of Labor website <<https://www.dllr.state.md.us/labor/wages/minimumwagelaw.pdf>>

なお、メリーランド州のプリンスジョージ郡（Prince George's County）は2020年12月31日までメリーランド州の最低賃金より高い水準の最低賃金を設定しており、その金額は従業員規模にかかわらず11.50ドル/時である⁽¹¹⁶⁾。ただし、メリーランド州の最低賃金の引上げに伴い、2021年1月1日以降は、プリンスジョージ郡にもメリーランド州の最低賃金が適用されることが予定されており、プリンスジョージ郡の最低賃金も、メリーランド州と同様、従業員規模別に区分される見込みである⁽¹¹⁷⁾。

(28) ニュージャージー州

ニュージャージー州の最低賃金は2019年時点で8.85ドル/時であり、今後、通常の最低賃金のほか、季節労働者及び小規模事業者（従業員6人未満）、農業従事者、チップを受け取る従業員の最低賃金の4区分に分け、それぞれ異なるペースで最低賃金の引上げが行われる⁽¹¹⁸⁾（表9）。通常の最低賃金は毎年1ドルずつ引き上げられ、2024年に時給15ドルとなる⁽¹¹⁹⁾。季節労働者及び小規模事業者は2020～2025年まで毎年0.8ドルずつ引き上げられ、2026年には0.7ドル引き上げられる。農業従事者の最低賃金は、2020年に10.30ドル/時まで引き上げられた後、2025年を除き、2022～2027年にかけて毎年0.8ドルずつ引き上げられる。2025年の農業従事者の最低賃金の引上げ額は0.9ドルである。

表9 ニュージャージー州の最低賃金（時給）

単位：ドル。（）は対前年比増加率。

	通常	季節労働者及び 小規模事業者	農業従事者	チップを受け取る従業員
2019.1.1.	8.85	8.85	8.85	2.13
2019.7.1.	10.00 (12.9%) ^(注1)	変化なし	変化なし	2.63 (23.5%) ^(注1)
2020.1.1.	11.00 (10.0%) ^(注2)	10.30 (16.3%)	10.30 (16.3%)	3.13 (19.0%) ^(注2)
2021.1.1.	12.00 (9.1%)	11.10 (7.8%)	変化なし	4.13 (31.9%)
2022.1.1.	13.00 (8.3%)	11.90 (7.2%)	10.90 (5.8%)	5.13 (24.2%)
2023.1.1.	14.00 (7.7%)	12.70 (6.7%)	11.70 (7.3%)	変化なし
2024.1.1.	15.00 (7.1%)	13.50 (6.3%)	12.50 (6.8%)	変化なし
2025.1.1.	未定	14.30 (5.9%)	13.40 (7.2%)	未定
2026.1.1.	未定	15.00 (4.9%)	14.20 (6.0%)	未定
2027.1.1.	未定	未定	15.00 (5.6%)	未定

(注1) 2019.1.1 から2019.7.1 の増加率。

(注2) 2019.7.1 から2020.1.1 の増加率。

(出典) “New Jersey’s Minimum Wage.” NJ.gov website <https://www.nj.gov/labor/forms_pdfs/wagehour/minimum_wage_postcard.pdf> を基に筆者作成。

⁽¹¹⁶⁾ “Maryland Minimum Wage and Overtime Law: Prince George’s County,” 2019.7. *ibid.* <<https://www.dllr.state.md.us/labor/wages/minimumwagelawpg.pdf>>

⁽¹¹⁷⁾ *ibid.*

⁽¹¹⁸⁾ “New Jersey’s Minimum Wage.” NJ.gov website <https://www.nj.gov/labor/forms_pdfs/wagehour/minimum_wage_postcard.pdf> なお、チップを受け取る従業員の最低賃金は2019年時点で2.13ドル/時に設定されており、2022年までに5.13ドル/時に引き上げられる。チップを受け取る従業員の最低賃金とチップ等の合計は、チップを受け取らない場合に適用される最低賃金と同等になるようにしなければならない。“Rate of Pay for Young Workers.” *idem* <https://www.nj.gov/labor/wagehour/content/childlabor_RateofPay.html>

⁽¹¹⁹⁾ “New Jersey’s Minimum Wage,” *ibid.* ただし、自動車のセールスマンや18歳未満の者等は同州の最低賃金の適用を除外される。“Wage and Hour Compliance FAQs.” *idem* <https://www.nj.gov/labor/wagehour/content/wage_and_hour_compliance_faqs.html#q1>

(29) ニューメキシコ州

ニューメキシコ州では、2019年の州法の改正により、7.50ドル/時に設定されていた最低賃金を、2020年から2023年にかけて12ドル/時まで段階的に引き上げることとなった。2020年1月1日に9.00ドル/時(対前年比20.0%増)、2021年1月1日に10.50ドル/時(同16.7%増)、2022年1月1日に11.50ドル/時(同9.5%増)、2023年1月1日に12.00ドル/時(同4.3%増)に引き上げられる予定である⁽¹²⁰⁾。

(30) ネバダ州

ネバダ州では、2019年に最低賃金の段階的な引上げが決定された。同州の最低賃金は、使用者が通院や入院等の医療給付の有無で引上げのペースに差が設けられており⁽¹²¹⁾、医療給付を提供している場合⁽¹²²⁾は2024年7月1日に11.00ドル/時とすることが予定されている(表10)。一方、医療給付を提供していない場合は、2024年7月1日に12.00ドル/時となるように引き上げられる。いずれの場合においても引上げ額は毎年0.75ドルで一定である。

表10 ネバダ州の最低賃金(時給)

単位：ドル。()は対前年比増収率。

	医療給付あり	医療給付なし
2019.7.1.	7.25	8.25
2020.7.1.	8.00 (10.3%)	9.00 (9.1%)
2021.7.1.	8.75 (9.4%)	9.75 (8.3%)
2022.7.1.	9.50 (8.6%)	10.50 (7.7%)
2023.7.1.	10.25 (7.9%)	11.25 (7.1%)
2024.7.1.	11.00 (7.3%)	12.00 (6.7%)

(出典) State of Nevada, Department of Business & Industry Office of Labor Commissioner, “State of Nevada Minimum Wage 2019 Annual Bulletin,” 2019.7.1. <<http://labor.nv.gov/uploadedFiles/labornvgov/content/Employer/Minimum%20Wage%20AB%20456.pdf>> を基に筆者作成。

Ⅲ 最低賃金引上げ方法の多様性

1 引上げの目標水準

最低賃金の引上げの目標水準は、サンフランシスコ市(項番(4)、以下、番号は第Ⅱ章における項番を指す。)やカリフォルニア州(12)、ワシントンD.C.(15)のように15ドル/時と設定する事例がある一方で、10.10ドル/時と設定するラスクルーセス市(2)、11ドル/時とするアー

⁽¹²⁰⁾ “State Minimum Wages: 2020 Minimum Wage by State,” *op.cit.*(15); “New Mexico Adopts First Minimum Wage Increase in a Decade,” 2019.4.1. U.S. News & World Report website <<https://www.usnews.com/news/best-states/new-mexico/articles/2019-04-01/new-mexico-adopts-first-minimum-wage-increase-in-a-decade>>; N.M. Stat. Ann. § 50-4-22 なお、月に30ドル以上のチップを受け取る従業員の最低賃金は、通常の最低賃金より低い水準に設定されている。このほか、農業における使用者が食事や住居を支給する場合は、最低賃金から控除を受けることができる。

⁽¹²¹⁾ State of Nevada, Department of Business & Industry Office of Labor Commissioner, “State of Nevada Minimum Wage 2019 Annual Bulletin.” <<http://labor.nv.gov/uploadedFiles/labornvgov/content/Employer/Minimum%20Wage%20AB%20456.pdf>>; なお、チップは最低賃金に算入されない。“Frequently Asked Questions.” State of Nevada, Department of Business & Industry Office of Labor Commissioner website <http://labor.nv.gov/About/Frequently_Asked_Questions/Frequently_Asked_Questions_-_About_Us/>

⁽¹²²⁾ “Nevada Codifies What Constitutes, “Health Benefits” for Purposes of Nevada’s Minimum Wage Laws,” 2019.5.30. Littler website <<https://www.littler.com/publication-press/publication/nevada-codifies-what-constitutes-health-benefits-purposes-nevadas>>

カンソー州 (24)、12 ドル/時とするコロラド州 (16) やミズーリ州 (25)、12.05 ドル/時とするミシガン州 (23) 等のように時給 15 ドル以下の水準に抑えている事例もあり、最低賃金引上げの目標水準には大きな幅がある。

また、目標達成後について、コロラド州 (16)、カリフォルニア州 (12) 等、物価に連動して引き上げることが規定されている場合と、当該規定がない場合がある。物価に連動して引き上げる場合、2019 年 7 月 1 日以降のエメリービル市 (6) のように、15 ドル/時を超える水準 (16.30 ドル/時) まで最低賃金が上昇した事例もある。なお、対象となる労働者の範囲 (適用する業種の範囲)、小規模企業への配慮、チップの取扱い等、細部の規定は州や郡、市により様々である。

我が国では、地域別最低賃金の全国加重平均を 1,000 円に引き上げることが目指されている。米国でも、最低賃金の段階的な引上げを行っていないことや州や郡、市において最低賃金を設定していないこともあるため、一律に比較することは困難であるが、我が国の時給 1,000 円という水準は、現在の購買力平価でそのまま換算すれば⁽¹²³⁾、米国の中でも引上げ水準を低く設定しているラスクルーセス市 (2) やアーカンソー州 (24) より低い水準である。

2 引上げのペース

最低賃金の引上げのペースを見ると、目標達成期間を数年としている場合と、10~20 年としている場合がある。目標達成期間を数年としている場合、急激な引上げが行われた事例もあり、例えば、ニューヨーク州 (13) のニューヨーク市の規定は、従業員 11 人以上の場合、3 年で 15 ドル/時を達成するため、2016 年 12 月 31 日の引上げが前年比 22.2% となっている。同様に 3 年で 15 ドル/時を達成するため、マウンテンビュー市 (9) の 2017 年の引上げは同 18.2% である。サンタクララ市 (20) は 2 年で 15 ドル/時まで引き上げたため、2018 年の引上げは同 17.1%、2019 年の引上げは同 15.4% となっている。また、シアトル市 (1) の従業員 501 人以上 (医療給付なし) の場合は、16 ドル/時の達成期間は 3 年あるものの、最初の 2 年の改定幅が大きいため、2016 年の引上げが同 18.2% となっている。このほか、2015 年から 2019 年にかけて最低賃金の引上げを行ったシカゴ市 (5) は、2015 年 7 月 1 日の引上げが同 21.2% である。

このように急速な引上げを行う場合がある一方で、約 10 年間で 12.05 ドル/時に引き上げるミシガン州 (23) のように、年率 2.2~2.3% 程度の緩やかな引上げを長期にわたり予定している場合もある。

また、毎年一定の金額を引き上げる事例もあり、コロラド州 (16) は 1 年あたり 0.90 ドル、マサチューセッツ州 (22) は同 0.75 ドル、ミズーリ州 (25) は同 0.85 ドルを引き上げている。ニューヨーク州 (13) は、ニューヨーク市の従業員 11 人以上の場合、2016~2018 年にかけて毎年 2 ドルずつ (対前年比 15.4~18.2%) という急速な引上げを行ったが、ニューヨーク市、ロングアイランド⁽¹²⁴⁾ 及びウエストチェスター郡以外の区域については 2016~2020 年にかけて毎年 0.7 ドルずつ引き上げており (同 5.9~7.2%)、ペースを抑えている。このほか、カリフォルニア州 (12) では、従業員 25 人以下の場合は 2019 年、従業員 26 人以上の場合は 2018 年から毎年 1 ドルず

(123) 物価差を調整するため OECD の購買力平価 (PPP) 1 ドル = 101.373 円 (2018 年時点) で換算すれば、1,000 円はおおむね 9.86 ドルである。また、1 ドル = 106 円 (令和元年 10 月報告省令レート) で換算すれば、1,000 円は 9.43 ドルである。前掲注(17)を参照。

(124) 前掲注(6)を参照

つ最低賃金を引き上げているが、雇用情勢と小売売上高が悪化したとき等には、州議会の決定により引上げを中止できるとしている。

我が国では現在、年率3%を目安として地域別最低賃金の段階的な引上げが行われている。我が国と米国では物価上昇率や実質経済成長率が異なり、この結果、名目GDP成長率に差異があるため、両国を単純に比較することはできないが、紹介した米国事例の引上げのペースは総じて我が国よりも早い。我が国の年率3%というペースは、引上げのペースが抑えられているニューヨーク州(13)のニューヨーク市、ロングアイランド⁽¹²⁵⁾及びウェストチェスター郡以外の区域(年率5.9~7.2%)よりは緩やかであるが、長期にわたり年率2.2~2.3%で引き上げる戦略を採用するミシガン州(23)よりは早い。

3 従業員規模別の引上げ

メリーランド州(27)やモンゴメリー郡(21)、ニューヨーク州(13)のニューヨーク市、エメリービル市(6)、シアトル市(1)等では企業規模(従業員数)によって最低賃金の引上げ幅(スピード)に差を設けている。また、カリフォルニア州(12)やロサンゼルス郡(7)では、小規模な企業の最低賃金引上げのペースを、大規模な企業のペースより1年遅くしている。企業規模を分ける基準は事例により異なり、メリーランド州(27)は従業員15人以上と14人以下、モンゴメリー郡(21)は従業員51人以上、11~50人及び10人以下、ニューヨーク市(13)は従業員11人以上と10人以下、エメリービル市(6)は従業員56人以上と55人以下、シアトル市(1)は従業員501人以上と500人以下、カリフォルニア州(12)及びロサンゼルス郡(7)は従業員26人以上と25人以下で区分している。

我が国では地域別最低賃金の段階的な引上げが行われているが、企業規模別で引上げ幅に差を設ける施策は採られていない。

4 業種別の引上げ

ニュージャージー州(28)では、最低賃金の引上げのペースを通常の最低賃金と農業従事者の最低賃金で分けており、農業従事者の最低賃金の引上げのペースは通常の最低賃金の引上げのペースより遅く設定されている。また、ニューヨーク州(13)では、通常の最低賃金とは別に、特定の業種(ホスピタリティ業)に適用される最低賃金が別に設定されている。

我が国では、特定最低賃金によって、業種別の最低賃金を設定し、標準的な最低賃金を上回る設定をすることは可能である。ただし、特定最低賃金では、ニュージャージー州(28)のように特定の業種について引上げのペースを遅くすることはできない。

5 地域の細分化

ニューヨーク州(13)やオレゴン州(11)では州内の地域を都市部と非都市部に分けて細分化し、最低賃金引上げの目標額やペースに差を設けている。ニューヨーク州の最低賃金の目標額は、ニューヨーク市、ロングアイランド⁽¹²⁶⁾及びウェストチェスター郡では15ドル/時であるが、その他の区域の最低賃金は12.50ドル/時であり、2.5ドルの開きがある。また、ニューヨー

(125) 同上

(126) 同上

ク市の引上げペースはロングアイランド⁽¹²⁷⁾及びウェストチェスター郡よりも早い。一方、オレゴン州の最低賃金の目標額は、通常は 13.50 ドル/時であるが、都市部に当たるポートランド市は 14.75 ドル/時、非都市郡は 12.50 ドル/時に設定されており、ポートランド市と非都市郡では 2.25 ドルの開きがある。

他方、米国では、郡や市でも独自に最低賃金を設定することが可能であり、メリーランド州のモンゴメリー郡 (21) やワシントン州のシアトル市 (1)、カリフォルニア州のサンフランシスコ市 (4)、ロサンゼルス郡 (7) 等は、州に先駆けて最低賃金の引上げを行っている。エメリービル市 (6) やシアトル市 (1) は、州より高い水準の引上げ目標を設定している。ただし、州によっては郡や市が独自に最低賃金を決定することを禁止している場合もある⁽¹²⁸⁾。

我が国では、地域別最低賃金の段階的な引上げが行われているが、これは都道府県内に一律に適用されるものであり、都道府県の中では細分化されていない。また、地域間格差についてみると、2019 年の都道府県間格差は最大で 223 円となっている⁽¹²⁹⁾。一方、米国の諸地域における最低賃金引上げ目標額の地域間格差を見ると、上述のとおり、同じ州内ではニューヨーク州 (13) では 2.5 ドル、オレゴン州 (11) では最大 2.25 ドルとなっている。米国全土で見た場合、例えばサンフランシスコ市 (4) では 2018 年 7 月 1 日に 15 ドル/時が達成されている一方で、連邦最低賃金である 7.25 ドル/時とする場合もあり、米国においても地域間で大きな格差が生じている。

おわりに

米国においては、連邦政府の規定する最低賃金 7.25 ドル/時は 2009 年以来変わっていない。しかし、州や郡、市によってはこれを上回る最低賃金の設定が可能であることから、労働者の要求に沿って最低賃金の段階的な引上げが実現している事例は少なくない。引上げの方法は州や郡、市によって大きく異なり、短期間に 15 ドル/時を実現した事例がある一方、長期間で徐々に引き上げている事例もある。企業規模、対象業種、地域の細分化など制度設計は様々である。なお、本稿では扱わなかったが、最低賃金の引上げが雇用や所得に与える影響については様々な見方がある⁽¹³⁰⁾。多様な方法によって最低賃金が引き上げられている米国において、今後、雇用や所得にどのような影響が生じるのかも注目される。

我が国では現在、地域別最低賃金を、年率 3% を目安として段階的に引き上げており、「骨太の方針 2019」では、地域別最低賃金の全国加重平均をより早期に 1,000 円に引き上げることが

(127) 同上

(128) 前掲注(16)を参照。

(129) 1,013 円 (東京都) と 790 円 (鹿児島県など 15 県) の差額。「最低賃金の格差、1 円縮小 都道府県別改定額、出そう」前掲注(7)

(130) シアトル市の事例を分析した Jardim et al. (2017) は、最低賃金引上げは低賃金労働者の時給を引き上げたが、労働時間を減少させたため、全体としては低賃金労働者の所得を引き下げたと指摘している。一方、シカゴ市やシアトル市など 6 市の事例を分析した Allegretto et al. (2018) では、最低賃金を引き上げても大幅な雇用者の減少は確認されず、引上げには所得を上昇させる効果が見られたことを指摘している。Ekaterina Jardim et al., “Minimum Wage Increases, Wages, and Low-Wage Employment: Evidence from Seattle,” *NBER Working Paper*, 23532, 2017.6. University of Washington, Evans School of Public Policy & Governance website <<https://evans.uw.edu/sites/default/files/NBER%20Working%20Paper.pdf>>; Sylvia Allegretto et al., “The New Wave of Local Minimum Wage Policies: Evidence from Six Cities,” 2018.9.6. University of California, Berkeley Institute for Research on Labor and Employment website <<https://irlle.berkeley.edu/files/2018/09/The-New-Wave-of-Local-Minimum-Wage-Policies.pdf>>

目指されている。今後、最低賃金の引上げと進め方について議論する際には、米国の多種多様な事例とその影響を参考として、我が国の実情に合った引上げ方法を検討していくことが望まれる。

(こはり たいすけ)

別表 米国における最低賃金引上げの最近の事例（概要）

事例	区分（企業規模等）	目標水準 ドル/時	開始年	到達年	最大増加率	備考
(1) シアトル市 (ワシントン州)	501人以上（医療給付あり）	15（→16.39）*1	2015	2018（2020）	13.6%	目標水準到達後は物価に連動して改定。 500人以下（医療給付又はチップなし）は、2021年以降、501人以上と等しくなる。
	501人以上（医療給付なし）	15（→16.39）*1	2015	2017（2020）	18.2%	
	500人以下（医療給付又はチップあり）	17.25	2015	2024	12.5%	
	500人以下（医療給付又はチップなし）	15.75	2015	2020	9.1%	
(2) ラスクルーセス市 (ニューメキシコ州)		10.10 （→10.25）*1	2015	2019（2020）	12.0%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
		15	2015	2019	20.0%	
(3) リッチモンド市 (カリフォルニア州)		15	2015	2019	20.0%	目標水準到達後は物価に連動して改定。 医療保険給付があれば、1.5ドルの減額が認められる。
		15（→15.59）*1	2015	2018	10.9%*2	
(4) サンフランシスコ市 (カリフォルニア州)		13	2015	2019	21.2%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
		14.44 （→16.42）*1	2015	2015（2020）	3.2%	
(5) シカゴ市 (イリノイ州)		15（→16.42）*1	2015	2018（2020）	7.7%	2019年に企業規模区分にかかわらず一本化。
		15	2016	2020	14.3%	
(6) エメリービル市 (カリフォルニア州)	56人以上	15	2016	2021	14.3%	チップは最低賃金に算入されない。
		15（→16.05）*1	2016	2018（2020）	18.2%*3	
(7) ロサンゼルス郡 (カリフォルニア州)	26人以上	15	2016	2020	14.3%	チップは最低賃金に算入されない。
	25人以下	15（→16.05）*1	2016	2018（2020）	18.2%	
(8) サニーベール市 (カリフォルニア州)		12.35	2016	2019	7.7%*4	チップは最低賃金に算入されない。
		13.50	2016	2022	6.7%	
(11) オレゴン州	通常	14.75	2016	2022	15.4%	一部の農業従事者や畜産業従事者等は同州の最低賃金の適用を除外される。
	ポートランド市	12.50	2016	2022	5.3%	
(12) カリフォルニア州	非都市郡	15	2017	2022	9.1%	チップは最低賃金に算入されない。 経済情勢による中止条項あり。チップは最低賃金に算入されない。目標水準到達後は物価に連動して改定。
	26人以上	15	2017	2023	9.1%	
(13) ニューヨーク州	25人以下	15	2016	2018	22.2%	ファーストフード店等のホスピタリティ業の最低賃金はニューヨーク市とそれ以外に分けて別途設定。
	ニューヨーク市（11人以上）	15	2016	2019	16.7%	
(14) サンディエゴ市 (カリフォルニア州)	ニューヨーク市（10人以下）	15	2016	2021	11.1%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
	ロングアイランド及びウエスタチェスター郡 その他の区域	15	2016	2020	7.8%	
(15) ワシントンD.C.		11.50 （→13）*1	2016	2017（2020）	9.5%*5	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 目標水準到達後は物価に連動して改定。除外職種あり。
		15	2016	2020	8.7%	
(16) コロラド州		12	2017	2020	9.7%	チップは3.02ドル/時を上限に最低賃金に算入できる。 適用業種は、①小売及びサービス、②商業支援サービス、③飲食業、④医療・保健に限定される。 目標水準到達後は物価に連動して改定。

事例	区分（企業規模等）	目標水準 ドル/時	開始年	到達年	最大増加率	備考
(17) バークレー市 (カリフォルニア州)		15 (→ 15.59) *1	2017	2018 (2019)	9.7%	チップは最低賃金に算入されない。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
(18) ワシントン州		13.50	2017	2020	12.5%	学生等の最低賃金には特例がある。 チップは最低賃金に算入されない。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
(19) サンノゼ市 (カリフォルニア州)		15 (→ 15.25) *1	2017	2019 (2020)	14.3% *6	チップは最低賃金に算入されない。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
(20) サンタクララ市 (カリフォルニア州)		15 (→ 15.40) *1	2018	2019 (2020)	17.1%	チップは最低賃金に算入されない。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
(21) モンゴメリー郡 (メリーランド州)	51人以上 11～50人 10人以下	15 15 15	2018 2018 2018	2021 2023 2024	7.7% 6.0% 4.2%	18歳未満等の特例と適用除外業種等あり。 チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 目標水準到達後は物価に連動して改定（ただし、50人以下については、51人以上と同等となるまで、物価上昇率に1%を上乗せ）。
(22) マサチューセッツ州		15	2019	2023	6.3%	農業従事者の最低賃金は別途設定。 チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(23) ミシガン州		12.05	2019	2030	2.3%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(24) アーカンソー州		11	2019	2021	10.0%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(25) ミズーリ州		12	2019	2023	9.9%	小規模小売サービス業は適用除外。 チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 目標水準到達後は物価に連動して改定。
(26) イリノイ州		15	2020	2025	12.1%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(27) メリーランド州	15人以上 14人以下 通常 季節労働者・小規模事業者 農業従事者	15 15 15 15 15	2020 2020 2020 2019 2020	2025 2025 2026 2024 2026	8.9% 8.9% 12.9% *7 16.3% 16.3%	18歳未満等の特例と適用除外業種等あり。 チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。 18歳未満、一部業種等の除外規定あり。 チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(28) ニュージャージー州		15	2020	2027	16.3%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(29) ニューメキシコ州		12	2020	2023	20.0%	チップを受け取る従業員の最低賃金は別途設定。
(30) ネバダ州	医療給付あり 医療給付なし	11 12	2020 2020	2024 2024	10.3% 9.1%	チップは最低賃金に算入されない。

*1 当初の引上げ目標額を達成した後は、消費者物価の上昇率の調整を反映して、当初の目標額を超える水準まで引上げが進められている。
 *2 2015年1月1日時点と2015年5月1日時点を比較した増加率。
 *3 2016年7月1日時点と2017年1月1日時点を比較した増加率。
 *4 2016年2月1日時点と2017年1月1日時点を比較した増加率。
 *5 2016年7月11日時点と2017年1月1日時点を比較した増加率。
 *6 2017年1月1日時点と2017年7月1日時点を比較した増加率。
 *7 2019年1月1日時点と2019年7月1日時点を比較した増加率。
 (出典) 筆者作成。